

家賃の返還に必要となる書類

過大徴収の期間	確認方法	必要書類
平成25年3月以前	入居者（退去者含む）の 申出により、県で確認 ※後日、町から確認結果、 返還額、返還方法等につ いて通知します。	(1) 平成25年4月以降も入居していた方 ①奥出雲町町営住宅の収入認定の誤りによる家賃等返還に係る申出書※1 ②年度別入居状況表※1 ③対象年度の家賃決定通知書又は収入認定通知書 ない場合は、対象年度の前年度の所得証明書類（当時の世帯印全員※2の 課税証明書、源泉徴収票の写し、確定申告の控えなど） ④その他の控除の確認書類（障害者手帳の写し、課税証明書など） ③、④で生年月日が分からない場合は生年月日の分かるもの 注）入居状況は町でシステムにより確認します。 (2) 平成25年3月以前に退去済みの方 ①奥出雲町町営住宅の収入認定の誤りによる家賃等返還に係る申出書※1 ②年度別入居状況表※1 ③対象年度の家賃決定通知書又は収入認定通知書 ない場合は、対象年度の前年度の所得証明書類（当時の世帯印全員※2の 課税証明書、源泉徴収票の写し、確定申告の控えなど） ④その他の控除の確認書類（障害者手帳の写し、課税証明書など） ③、④で生年月日が分からない場合は生年月日の分かるもの ⑤対象年度の入居世帯構成の確認書類 （対象年度の住民票の写し、ない場合は戸籍謄本の写しなど）
平成25年4月以降	町で確認（申出不要）	・返還対象者に返還額等を通知します。 ・その際、振込先口座に変更がある場合は、口座振替払申出書をご提出ください。

※1 お手数ですが、町ホームページでダウンロードし、印刷いただくか、役場仁多庁舎町民課で配布しているものをご使用ください。

※2 未成年かつ未就労の方を除く